

平成27年度『スーパーバイザー養成認定研修』の受講と 機構へのスーパーバイザー登録のお願い

平成25年度より認定社会福祉士認証・認定機構(以下、機構)による「認定社会福祉士」の登録が始まりました。当協会の「認定医療社会福祉士」を取得し、特別研修を受講して、機構の経過措置期間中(平成30年度まで)に「認定社会福祉士(医療分野)」を取得する会員が誕生しています。

平成31年度以降、機構の「認定社会福祉士」となることを希望する会員は、「研修受講20単位及びスーパービジョン実績10単位」を取得することが申請要件の一つとされており、機構に登録したスーパーバイザーが実施することが条件となっています。

< 機構に登録できるスーパーバイザーの条件 >

- ① 認定上級社会福祉士
- ② 認定社会福祉士を1回以上更新した者、
- ③ ①に準ずると認められる者
- ④ 認定社会福祉士(ただし①、③のスーパーバイザー同席のもとで行われること、または実施済みのスーパービジョンを振り返るための研修等に参加した経験があること)

但し、①、②が誕生するまでは、ここでも経過措置が設けられています。

< 経過措置期間に限る特例としてのスーパーバイザーの区分と要件 >

- 1) 区分1: ソーシャルワーカー団体が推薦した社会福祉士
- 2) 区分2: 施設や機関の長が推薦した者
- 3) 区分3: 機構の会員団体が推薦した者 が登録でき、要件は以下の通りです。

要件項目	区分1	区分2	区分3
社会福祉士資格	必須	不問	不問
10年以上の実務経験	必須	必須	不問
スーパーバイザー経験	必須	必須	必須
推薦書	倫理綱領及び懲戒の権能を有する日本のソーシャルワーカー団体の推薦書	施設・機関の長の推薦書	機構会員の教育団体の推薦書
説明会受講	必須	必須	必須

*** 当研修修了者に発行します！**

本年度の「スーパーバイザー養成認定研修」は、

**第1回 平成27年8/8(土)~9(日) 京都会場、
第2回 平成27年10/31(土)~11月1日(日) 東京会場 の2回の予定**

なお、所属機関内でスーパービジョンを行える体制のある職場は、職場の推薦書を発行してもらい、2)として登録することも積極的に検討下さい。

現場で指導の立場にある方々に、是非1)または2)の推薦を受けてスーパーバイザーとして登録して頂き、全国各地でスーパービジョンが受けられる体制を構築していきたいと思っております。よろしくお願い致します。

お問い合わせ先

公益社団法人日本医療社会福祉協会

〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-20 四谷チンゴビル2F

TEL: 03-5366-1057 FAX: 03-5366-1058

E-mail: jaswhc@d3.dion.ne.jp URL: <http://www.jaswhs.or.jp/>